

(様式1)

令和4年度(2022年度)横須賀市立追浜中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築し、部活動を通じて健やかな人間形成を目指す。
- (2) 共通の趣味・関心を追求しながら、技術や知識を先輩から教わり、そして後輩に伝えることにより、生徒間の縦の関係を強め、社会勉強の場とし、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性・協調性を高め、日常生活の向上に結び付くよう、指導を工夫する。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

- ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 今後、在籍生徒数(学級数)の減少に伴った教員数の減がある場合、現在の設置数を維持することが難しくなる状況が予想される。このため、次のような状況が見られる部は、年度末にその存続について検討する。
(検討の結果、部員が0名になった時点で休部とし、休部期間が3年続いた場合、廃部とする。)
 - 所属する生徒数に著しい減少が見られる部
 - 地域において、生徒の活動が保障されることが確実な部
 - 指導できる教員が不在で、なおかつ外部指導者等の協力が見込めない部
- ウ 生徒のニーズに応じて部を新設する場合は、上記の状況を鑑み、慎重に検討し、顧問会で全員賛成の場合のみ認める。

(2) 指導体制

- ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバークースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

(4) 生徒の体力面や昨今の気候状況などを鑑み、原則として朝練習は実施しない。朝練習を実施する場合は、活動終了後におにぎりひとつ程度の補食をとることができる。ただし、指定された場所・時間を守り、量や質についても考慮するよう指導する。

3 休養日等の設定

オーバークースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習を実施する場合は、週3日を超えない範囲の中で、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、週休日に活動した場合の翌月曜日は実施しないこととする。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設定すること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設定することとする。

4 大会等の参加

週末等が開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。